

平成25年第1回竹原市議会定例会会議録

平成25年3月5日開会

(平成25年3月5日)

議席順	氏名	出席
1	山元 経穂	出席
2	高重 洋介	出席
3	井上 美津子	出席
4	山村 道信	出席
5	大川 弘雄	出席
6	道法 知江	出席
7	宮原 忠行	出席
8	片山 和昭	出席
9	北元 豊	出席
10	稲田 雅士	出席
11	松本 進	出席
12	吉田 基	出席
13	脇本 茂紀	出席
14	小坂 智徳	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮地 憲二

議会事務局係長 住田 昭徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ど も 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	柏 本 浩 明	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 4 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 4 議案第 5 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 5 議案第 6 号 新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について
- 日程第 6 議案第 7 号 市道路線の認定について
- 日程第 7 議案第 8 号 竹原市新型インフルエンザ等対策本部条例案
- 日程第 8 議案第 9 号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案
- 日程第 9 議案第 10 号 竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案
- 日程第 10 議案第 11 号 竹原市道路の構造の技術的基準等を定める条例案
- 日程第 11 議案第 12 号 竹原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案
- 日程第 12 議案第 13 号 竹原市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案
- 日程第 13 議案第 14 号 竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例案
- 日程第 14 議案第 15 号 竹原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案
- 日程第 15 議案第 16 号 竹原市公営住宅等整備基準条例案
- 日程第 16 議案第 17 号 仁賀ダム建設関連地域整備基金条例を廃止する条例案

午前10時00分 開会

議長（稲田雅士君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長より報告いたします。

まず、監査委員より、平成24年11月から平成25年1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承ください。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1

議長（稲田雅士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において吉田基君、井上美津子さんを指名をいたします。

日程第2

議長（稲田雅士君） 日程第2、会期の日程についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月21日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月21日までの17日間と決定いたしました。

日程第3

議長（稲田雅士君） 日程第3、議案第4号財産の無償貸付けについてを議題といたしま

す。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第4号財産の無償貸付けについて、提案の理由を提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、仁賀集会所敷地の無償貸付け期間の満了に伴い、その期間を更新するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

無償で貸し付ける土地の概要につきましては、所在地は竹原市仁賀町字荒神畷3941番2、面積は266.26平方メートル、地目は宅地であります。

仁賀集会所は、地域のコミュニティー推進のための集会施設であり、この地域における諸行事及びコミュニティー活動の拠点施設として寄与してまいりました。この集会所の敷地となる土地を仁賀町自治会に対し引き続き無償で貸し付けることにより、地域住民相互の連帯を図り、もって良好な地域社会の維持形成に寄与しようとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第4

議長（稲田雅士君） 日程第4、議案第5号財産の無償貸付けについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第5号財産の無償貸付けについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、忠海東部保育園の敷地及び園舎として社会福祉法人明星福祉会に無償で貸し付けている財産について、平成25年3月31日で貸付期間が満了するため、同法人に引き続き無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

無償で貸し付ける財産の概要につきましては、土地の所在地は竹原市忠海東町4丁目1027番18、面積は2,906.64平方メートル、地目は宅地であります。また、園舎につきましては、鉄骨平家建て、延べ面積614平方メートルであります。

忠海東部保育園は、市が設置している忠海東部保育所の民営化に伴い、平成15年4月1日から開設された民営の保育所であり、敷地及び園舎を無償で貸し付けることにより、忠海東部保育園の良好な運営に寄与しようとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、この議案第5号について質問したいと思います。

質問の内容といいますのは、事前の委員会の説明会でも申し上げておきました。忠海東部保育園の園舎を貸し出すということであります。そのときに、園舎について安全をクリアしたものを貸し出す、要するに、安全というのは耐震基準ですね、これをやっぱりクリアしたものを貸し出すっていうのは当然のことだし、保護者の方も、竹原市が貸してくれるのは安全なものを貸してくれると信じていると思うんです。しかし、残念ながら、委員会の説明で確認しますと、耐震基準、これは達成していないということで、率直に申し上げると、早急にこれを診断して補強しなくてはいけない。責任が果たせないと思うんです。このまま貸し出すことになれば、市は、子供たちの安全をどう考えるのかと言われても仕方がないことです。ですから、ここで確認したいのは、無償で園舎を貸し出す、安全なものを貸し出すのは当然だということで、安全基準を達成してないわけですから、早急に診断をチェックして、補強工事を行って、それをやるという、明確なやっぱり考えを示

さない、私は保護者が納得しないと思いますので、いつ診断をして、いつ補強するのか、この確認だけをしておきたいと。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

子ども福祉室長、答弁。

子ども福祉室長（井上光由君） 忠海東部保育園につきましては、民間が運営する施設であります。児童の状況等によりまして、今後の方向性を運営団体と協議していくように考えておりますが、現在3月1日時点で定員30名につきまして34名というふうな人数になっております。そのようなこともございますので、当然必要な施設ということで、今回5年間の無償貸し付けというふうに議案を提案させていただいております。

一方で、保育所施設というのは、子供が1日の大半を過ごすという施設でございます。その安全性の確保につきましては、極めて重要というふうに考えております。その施設に対する耐震診断、耐震改修につきましては、早期に取り組んでいかなければならないというふうに認識しております。本件の東部保育園につきましては、運営している法人と協議する中で、対応について早急に検討していきたいというふうに考えております。

ただ、東部保育園の耐震診断につきましてはまだ行ってないということで、基準をクリアしてないというふうなことの判断はまだ行ってないというふうな状況で、耐震診断が必要というふうなことでは、まだ確認されてないというふうなところでございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） これは、ぜひ市長にお答え願いたいのは、保育義務っていうのは自治体の責任があることですから、実際の運営は、公立がやる、民営がやる、法人がやる、いろいろ条件がありますがけれども、保育義務は、やっぱり竹原市にあるわけです。そして、今回の場合は、たまたま明星福祉会に保育をお願いしてるということで、施設も貸し付けるということですよ。ですから、保護者の場合は、市が責任持って施設も貸してくれると、安全な施設なんだというのは、当然受けとめますよ、誰でも。しかし、確認してから耐震診断、6強の震度に耐えられるような、今チェックしなさいよ、補強しなさいよというんが、今流れじゃないですか、きのう、きょう始まったことではあるまいし。ですから、前回私も昨年も質問してるんですよ。この保育所関係もしてますよ。配置基準がどうだこうだという説明したけれどもね、そんなことは問題じゃない。国なんかの施策から見ても、今度の補正予算で、防災、老朽化対策、ここに力を入れてるじゃないですか。相当お金もつぎ込んでますよ。竹原市でも、9億何千万円の補正が出る予定ですけど

も。だから、そういった国なんかが、こういう耐震、老朽化、そこを安全にやっぱりやいなさいよとやってる。何で竹原市だけ、これできないんですか。そこは、子供たちを、命をどう考えとんかと、このことが問われるんですよ。コストの問題じゃないでしょう。だから、コストが、お金のかかるから、法人が明確に出せないと言うんですか、まさか。そんなことがあってはならないと思います。国も、これだけ防災、減災、老朽化対策を力を入れている。何で竹原市ができないのかっていうのが不思議で仕方がありませんよね。ですから、耐震診断をまだチェックしてないわけだからね、診断をチェックして、補強工事をやるという、市長が言明してくださいよ。予算が、これもし通ったとしたら、早急に4月から、せめて早期にやると、市長の言明をいただきたいと。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） 失礼します。ただいまの園舎の耐震化、補強等についての御質問でございます。

保育施設につきましては、先ほど子ども室長が答弁いたしましたように、子供が過ごす生活の場ということで、安全を確保するというのは大変重要であるという認識をいたしておるところでございます。その上で、まず耐震診断をしまして、これにつきましては、東部保育園は今社会福祉法人が運営をいたしておりますので、そちらのほうと協議をいたしまして、まずは耐震化に取り組むということで、その結果をもって適切に対応してまいりたいと、取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私がそこで一番気になるのは、明星福社会の法人と協議して対応するというのを今言われますよね。この間に、本来ならやるべきなんですよ。しかし、それがおくれてるのはなぜかっていうのは考えるべきだし、もっと原点に戻れば、竹原市の施設じゃないですか。どんなことがあっても、例えば予算が出たら、4月からすぐ診断へ入りますよという、そういう協議ならいいけども、その協議という、あなたは言明しないじゃないですか。やっぱりそういう考え方はいけませんよ。協議の内容というのは、実際実施を前提にしてやるんですか。しかし、あなたが全体の費用負担を含めて、診断や補強工事の費用を含めて、全部そういうことを含めて協議しようという、みえみえじゃないですか。だから、私は、くどいようだけでも、竹原市の施設だと。市民、保護者なんか

は、安全なものを、安心なものを貸してくれると信じて疑いませんよね、普通は。しかし、そうじゃない現実があるわけですから、いろんなところの今国の流れも、自治体の流れも、とりわけいろんな津波、地震があった、2年前の福島の教訓からも、東部地震の教訓からも、最大限こういう予算措置がやられてるじゃないですか。だから、無条件に診断をする、無条件に補強する、保育園、福祉会には絶対予算の迷惑はかけんと、それを前提にやっぱり協議することを明確にしてくださいやね。法人会には、この耐震診断や補強工事や一切迷惑はかけませんと、負担は要りませんと、竹原市の施設だから竹原市が責任持って安全なもんを貸し出しますと、そのぐらい、市長、簡単に発言してくださいや。

議長（稲田雅士君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 忠海東部保育所の施設の安全性についての御質問でございます。

本件については、平成20年度に本市が策定をいたしました、いわゆる竹原市の耐震化促進計画、これに基づきまして、公共施設というのは、忠海東部保育所だけではございません。御存じのように、学校耐震、あるいは本庁舎も含めた、さまざまな公共施設が多数ある。そういった中で、優先度についても、当初よりお示しをいたしております。そういった建物のいわゆる昭和57年以前の旧耐震、その中においても、構造的に非木造なのか木造なのか、また階別にしても、1階、2階、3階建て、いろいろございます。そういった中で、まずは優先度調査をして、その優先度調査の中で緊急度の高いものから随時耐震診断を行い、そして必要な耐震の補強を行うと、こういった流れの中で今まで御答弁をさせていただいております。そういった中で、先ほどの忠海東部保育園につきましても、これはもちろん昭和44年の建物でございますので、いわゆる旧耐震構造でございます。この旧耐震構造についての優先度調査ももちろん行っております。本件についての建物は、平家建てであるというようなこともあって、比較的耐震についての優先度は数字的には後方になっておりました。そういった意味で、今後のスケジュール、日程についてはお示ししてございますけども、これはもちろん旧耐震構造でございますので、早急に耐震診断を行い、しかるべき補強等、必要性があった場合には、それなりの措置をしていくというのが、これは至極当然のことであると、そういう答弁をさせていただきます。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私は、残念でなりませんよね。無条件で保育法人会の負担はなし

に、早急にやっぱりやると。市の施設だから安全をクリアしたのを貸し出すというのは当然のことですよ。しかし、その分が優先度がどうじゃ、そんなことは、保護者に不安を与えるだけです。先ほど言った、国の学校施設の、きょうはちょっと別にするけどね、今度の補正予算で耐震基準、学校施設なんかは94%まで上げているんです。この保育所の施設は何%に上げてるんですか。そこは、市の姿勢が大きな間違いだ。私は、繰り返し言うけども、あえて無条件で、竹原市の全額負担で耐震診断を即刻やる、耐震補強を即刻やる、そして安全なものを貸し出すなら貸し出す、これは当然のことだと、私はそれが担保されてない限り、この議案には反対したいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第5

議長（稲田雅士君） 日程第5、議案第6号新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第6号新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、公有水面の埋め立てにより、本市区域内に新たに土地が生じたので、これらの土地を確認し、忠海東町5丁目に編入することについて、地方自治法第9条の5及び第260条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

新しく生じた土地は、地方港湾忠海二窓地区において、事業主体の広島県と竹原市が平成15年11月11日付で公有水面埋め立ての許可を受けて施工し、埠頭用地、緑地、道路用地及び小学校用地として、埋立面積が8,572.2平方メートルとなるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議長（稲田雅士君） 日程第6、議案第7号市道路線の認定についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第7号市道路線の認定について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定することについて議会の議決を求めるものであります。

今回認定する路線は、市道八代谷曾井線道路改良工事によって新たに市道として認定する道路1路線であります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議長（稲田雅士君） 日程第7、議案第8号竹原市新型インフルエンザ等対策本部条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読をさせます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第8号竹原市新型インフルエンザ等対策本部条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、市が設置する新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

新型インフルエンザ対策本部は、国において新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた際に設置することとされ、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどることとされております。

条例案の内容につきましては、竹原市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び本部長等の職務を定めるとともに、その会議の招集その他の会議運営等を定めるものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） 竹原市新型インフルエンザ等対策本部条例は、平成24年3月9日

に第180国会に提出され、同年4月27日に可決成立し、同年5月11日に公布された新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条の委任を受けて成立が求められ、提案されたものであります。報道等によれば、国民事業者の大幅な権利制限等を含み、同法が適用された場合、竹原市における経済活動、市民生活、学校教育、乳幼児教育等に多大かつ深刻な影響をもたらすことが予測されます。これは、全国的にも危惧されているところであり、国会審議においても、衆議院、参議院においてそれぞれ運用等に係る附帯決議がされているところでもあります。衆参における附帯決議等を踏まえるならば、我が竹原市議会においても慎重審議が求められており、質疑を通して市民への説明責任を果たし、条例案への理解と協力を得られるよう、議会、理事者双方の真摯なる努力が求められているところでもあります。こうした観点から、次の諸点についてお尋ねをいたしますので、明瞭なる御答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定された社会的背景について、2点目として、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定された理由について、3番目といたしまして、新型インフルエンザとはどういうものか、その定義について、4番目といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法が予定する、国、都道府県、市町村並びに事業者及び国民の責務について御説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長（稲田雅士君） 順に答弁願います。

市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） まず最初に、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定された社会的背景ということでございますが、これにつきましては、従前東南アジアなどを中心に家禽類の間で高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類から人に感染し、死亡する例が報告されておりました。このような高病原性鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが完成することが懸念されておりました。こうした中で、平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえまして、平成23年9月20日に、政府の新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、新型インフルエンザ対策の実効性を確保するために各種対策の法的根拠の明確化などの法的整備が必要となりました。これを受けまして、政府行動計画の実効性をさらに高め、新型インフルエンザ発生時に、その脅威から国民の生命と健康を守り、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、今回のこの新

型インフルエンザ対策特措法が制定されたものでございます。

続きまして、この特別措置法が制定された理由ということでございますが、この特措法の第1条にその目的が明記してございます。この法律は、国民の大部分が現在その免役を獲得してないことなどから、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速に蔓延し、かつこれにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置、その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とすると明記してございます。

次に、新型インフルエンザとはということでございますが、これにつきましては、法がありまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の中の第6条第7項に規定がございまして、その規定というのは、この法律において新感染症とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病と、その病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病の蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうということで、国家の危機管理にかかわる重大な課題を解決するものとなっております。

続きまして、国及び県、市並びに事業者及び国民の責務についてという御質問でございます。

国におきましては、この特措法の第3条において、新型インフルエンザ等が発生したときは、みずから新型インフルエンザ等対策を明確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。また、国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。次に、地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、みずからその区域に係る新型インフルエンザ等対策

的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときには、この法律の定めるところにより、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有するというふうな内容となっております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） それでは次に、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画について、及び市町村行動計画と議会並びに市民との関係についてお尋ねをいたしたいと思います。さらに、新型インフルエンザ等対策の基本方針、また新型インフルエンザ等の発生時における措置、さらに蔓延等の防止に関する都道府県知事の措置について、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されたとき、竹原市長はどのように対応することと想定されているのか、また新型インフルエンザ等対策特別措置法による自由権と権利制限に対し、同法はどのような調整を図っているか、お尋ねをさせていただきますので、よろしくお尋ねをいたします。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） まず、国、県、市の行動計画と市町村行動計画と、議会、市民との関係はというお尋ねでございます。

まず、国においては、政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるものとされております。また、この中には、新型インフルエンザ等の対策の実施に関する基本的な方針と、次に掲げる事項ということで、新型インフルエンザ等が外国及び国内における発生状況の動向及び原因の情報収集、あるいはそうした情報の地方公共団体等への情報の提供、また検疫等、そのほか蔓延の防止に関する措置、あるいは医療の提供体制の確保のための総合調整、また生活関連物資の価格の安定のための措置、そのほかの国民生活及び国民経済の安定に関する措置をとることの内容を行動計画として定めることとなっております。

次に、都道府県の行動計画につきましては、こうした政府の行動計画に基づきまして、いわゆる当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等の対策に関する計画を策定するものとされております。いわゆる都道府県単位の中の区域に関して国の行動計画をもとに

したものを策定するということをございます。

次に、市町村の行動計画につきましては、先ほどの都道府県の行動計画に基づきまして、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を策定するものとされております。こうした中では、市町村が具体的に実施する事項としまして、情報の事業所及び住民への適切な提供、あるいは住民に対する予防接種の実施、そのほかの蔓延の防止に関する措置、また生活環境の保全、そのほか住民の生活及び地域経済の安定に関する措置、そうした体制をどのようにとるかというふうな内容のものを行動計画として定めて、これを市町村の場合は、この計画を策定したときは、速やかにこれを議会に報告するとともに、公表しなければならないというふうにされております。

次に、インフルエンザ対策の基本方針ということですが、このインフルエンザ対策の目標としまして、4点ございます。まず、感染拡大のタイミングをできるだけおくらせ、その間に医療体制、ワクチン接種体制の整備を図る。第2点として、感染のピークを可能な限り低く抑えて、医療の混乱を避ける。第3点として、国民生活や経済への影響を最小限にする。社会経済を破綻に至らせない対策をするということですが、第4点としまして、重い症状の者、死亡者の数をできるだけ最小限にするというふうな目標のもとに、まず第1段階として、海外で発生、この時点ではまだ病原性が不明な段階ということですが、この段階で政府対策本部が立ち上がり、行動計画に基づきまして、基本的対処方針の策定、あるいは検疫の実施、特定接種の実施等が行われます。

次に、第2段階として、病原性も明らかになってくる、また国内に侵入するおそれがあり、また病原性も強いおそれがあるといった場合には、緊急事態宣言が出されまして、これによりまして、外出自粛、催し物の開催の制限の要請等、住民への予防接種、臨時の医療施設における医療提供等が実施されるということで、この緊急事態宣言を受けまして、市町村の場合、この対策本部を設置するというところで、今回の条例案の提案となっております。

また、発生時における措置ということですが、先ほど言いましたように、これは15条の中で規定されておるものをございます。まず政府対策本部の設置ということで、内閣総理大臣は、こうしたインフルエンザが発生した場合には閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部を設置するものとする。続きまして、22条のほうで、都道府県対策本部の設置及び所掌事務ということで、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに都道府県対策本部を設置しなければならない。また、34条では、市町村対策

本部の設置及び所掌事務という項で、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに市町村対策本部を設置しなければならないというふうにされております。

続きまして、蔓延防止に関する県の措置ということでございますが、これには、大きく9点ほど項目として上げられております。

まず、外出自粛要請、興行場、催し物等の制限等の要請、指示。これは、潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮しながら、こうした制限が判断されます。次に、住民に対する予防接種の実施ということで、これにつきましては、国による必要な財政負担もでございます。次に、医療提供体制の確保ということで、臨時の医療施設等の設置も、この中では想定されておるところでございます。また、緊急物資の輸送、運送の要請、指示、政令で定める特定物資の売り渡しの要請、収用、埋葬、火葬の特例、生活関連物資等の価格の安定、これは国民生活安定緊急措置法等の的確な運用がなされた上での、そうした安定化策がとられるということでございます。次に、行政上の申請期限の延長等、最後に政府関係金融機関等による融資、こうしたものが県の段階では実施されるような内容となっております。

次に、緊急事態宣言が出されたとき、竹原市長はどう対応するのかということでございますが、これは先ほども申しましたように、34条のほうで規定されておるところですが、市町村の対策本部の設置及びその所掌義務ということですが、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合には、市町村長は市町村行動計画に定めるところにより、直ちに市町村対策本部を設置しなければならない。市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどるということで、例えば住民に対する予防接種とか、外出等の具体的な制限等を住民に対して広報するというふうな内容となっております。

最後に、特措法により、自由権と権利制限に対してどう調整を図っているのかということでございますが、これにつきましては、法の第5条のほうに、基本的人権の尊重ということで、国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならないというふうに規定をされておるところでございます。

以上です。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 最後に、3点ほどについてお尋ねをさせていただきたいと思いません。

まず最初に、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、都道府県知事に広範な権限を付与し、経済活動に対して多大な制限を加え、さまざまな経済的損失等を生じさせることが予見されているところではありますが、この場合において、新型インフルエンザ等の患者等の権利、利益はどのように保全されることになっているのか。次に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく竹原市の事務は、自治事務か法定受託事務か。もし法定受託事務とするならば、その財源補填はどうなっているのか。最後に、法第8条に規定する竹原市行動計画は、政府行動計画、都道府県行動計画という上位計画に基づいて作成されるものと思いますが、今後どのような工程表でその作業が進んでいくのか、御提示願いたいと思います。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

市民健康課長、答弁。

市民健康課長（森野隆典君） まず、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、患者等の権利、利益はどのように保全されることになっておるのかということですが、これにつきましては、特別措置法の58条に、まず金銭債務の支払い猶予等ということで、金銭債務の支払いの延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため政令を制定することができるというふうに規定をされておるところです。また、59条のほうでは、生活関連物資等の価格の安定等ということで、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務、または国民経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置法に関する法律、国民生活安定緊急措置法、物価統制令、その他の法令の規定に基づく措置、その他適切な措置を講じなければならないというふうに規定をされておるところです。

次に、法定受託事務と、またその財源の補填ということですが、まず事務の区分としまして、74条のほうに、この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とするということで、第1号の法定受託事務というのは、本来は国が行うべき事項を地方公共団体に委託をするものですが、この中で第1号ということになっておりますので、第1号とい

うのは、委託もとが国、委託先が県や市というふうなことになっておるものでございます。これに基づきまして、一定に法の70条のほうで、国は予防接種の実施、そのほか新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために、地方公共団体が支弁する費用に対し必要な財政の措置を講ずるものとされておるところでございます。

最後に、行動計画策定の今後の計画ということでございますが、これにつきましては、先月の2月20日、都道府県課長会議の資料がございまして、この中で説明された内容につきまして御説明させていただきますと、4月中旬に法律の施行が実施されまして、この後5月から6月にかけて、政府の行動計画案が、パブリックコメント30日間を置かれまして、その後閣議決定をされることとなっております。あわせまして、ガイドラインを同時並行で策定作業にかかり、これにつきましては、局長会議でその決定をされるということで、自治体での作業としては、国の行動計画が定まった後、県の行動計画ということになっておりますので、県の行動計画は25年度中の策定をお願いしたいというふうな説明があったようでございます。市町村の行動計画につきましては、できれば25年度中の策定をお願いしたいが、その実情に応じて策定するということとなりますので、いずれにしても、県の行動計画ができた後に市町村のほうは策定に取りかかるというふうな段取りになりますので、遅くなれば、次年度に繰り越す可能性もございます。そういう状況でございます。

以上です。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議長（稲田雅士君） 日程第8、議案第9号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第9号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、厚生労働省令で定められた基準を参酌し、省令と同様の基準を設けることとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） 竹原市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案は、非常に長いタイトルであるとともに、9章203条、経過措置を含む附則規定5条に及ぶとともに、ページ数にすれば、79ページにも達する膨大な条例案であり、条例案を読んだだけではなかなか理解することができない、そういう歯がゆさといえますか、そういうものを感じているところであります。そこで、条例案を理解するためには、その根拠となった平成23年法律第72号介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律の基本的な理解が不可欠であろうと思うところであります。

そこでまず最初に、条例制定の根拠法である介護保険法改正の趣旨と介護保険法の一部改正の主要部分の12の柱のうち、国及び地方公共団体の責務、認知症に関する調査研究の推進等、新たなサービスの創設、指定都道府県事務受託法人に関する制度の創設、市町村及び都道府県による主体的な取り組みの推進、介護保険事業者の労働法規の遵守に関する事項、介護サービス情報の公表に関する事項の7項目について御説明を願いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（稲田雅士君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（大宮庄三君） 介護保険制度につきましては、施行後12年が経過をいたしております。要介護認定者数につきましては、施行当初218万人であったものが、平成

24年11月末におきまして552万人を超えるという状況で、倍数にしまして2.5倍を超える状況ということであります。高齢者の暮らしを支える制度といたしまして、そういった状況の中で、市民生活の中に定着した制度となっておるところであります。一方で、今後の急速な高齢化の進行に伴いまして、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者が増加していく。単身、高齢者のみの世帯の増加、そういったことへの対応、介護人材の確保等が喫緊の課題となっておるところであります。このような中で、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしを続けることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築が必要とされておるところであります。このため、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護・看護等の新たなサービスの創設、介護福祉士や研修を受けた介護職員による、たんの吸引等の実施、介護療養型医療施設の転換期限の延長、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取り崩し、介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期、有料老人ホーム等における利用者保護規定の創設、市民後見人の育成の推進等の所要の改正が行われたところあります。

次に、介護保険法の一部改正については、御指摘のとおり、大きな柱として12項目あります。御質問のあった項目について、順次御説明をさせていただきます。

まず最初に、改正介護保険法におきまして、国及び地方公共団体の責務が明文化されました。すなわち、国及び地方公共団体は、被保険者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ、包括的に推進するよう努めなければならないこととされました。

次に、認知症に関する調査研究の推進等については、国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが明記されたところあります。

新たなサービスの創設といたしまして、地域密着サービスに定期巡回・随時対応型訪問介護・看護及び複合型サービスが追加され、指定地域密着サービス事業者からこれらのサービスを受けたときは、地域密着型介護サービス費を支給することとなります。

定期巡回・随時対応型訪問介護・看護とは、居宅要介護者について、定期的な訪問により、または随時通報を受け、その者の居宅において介護福祉、その他、第8条第2項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話でありまして、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師、その他、厚生労働省の定めにより行われる療養上の世話、または必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき、厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのもの、あるいは居宅要介護者について定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉、その他の第8条第2項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うことのいずれかに該当するものをいうこととされております。

複合型サービスとは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問看護、夜間対応型訪問看護、認知症対応型通所介護または小規模多機能型居宅介護を2種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせ、その他居宅要介護者により提供されるサービスとして、厚生労働省令で定めるものをいうこととされております。

指定都道府県事務受託法人に関する制度の創設につきましては、都道府県は居宅サービスを行った者等に対して行う質問等について、当該事務を適正に実施することができると認められる者として、都道府県知事が指定する指定都道府県事務受託法人に委託できるとされております。

市町村及び都道府県による主体的な取り組みの推進につきましては、地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の支給に関する事項、指定居宅サービス事業者の指定に係る市町村長との協議に関する事項、他市町村に所在する地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の事業所の所定手続の簡素化に関する事項、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護等に係る公募指定に関する事項が規定されております。全てを御説明することは煩雑になりますので、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護等に係る公募指定に関する事項について御説明させていただきます。

定期巡回・随時対応型訪問介護・看護等に係る公募指定につきましては、市町村長は、

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、その他の厚生労働省令で定める定期巡回・随時対応型訪問・看護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を公募により行うことができることとされております。

指定期間中における市町村指定区域サービス事業所に係る指定地域密着型サービス指定事業者の指定については、第78条の2の規定は適用しないものとする事、公募指定は、定期巡回・随時対応型訪問介護等の種類及び当該種類に係る事業を行う事業所ごとに行い、当該公募指定をする市町村の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有するものとする事、市町村長は、公募指定に当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い、公正な方法で選考し、指定地域密着型サービス事業者を決定するものとする事、第78条の2第4項等の規定は、公募指定について準用すること、公募指定の有効期間は6年を超えない範囲で市町村長が定める期間とする事とされておるところであります。

介護サービス事業者の労働法規の遵守に関する事項については、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、または執行を受けることができなくなるまでの者、労働保険の保険料の徴収等に関する法律により、納付義務を負う保険料等の滞納処分を受け、引き続き滞納している者については、都道府県知事または市町村長は、介護サービス事業者の指定等をしてはならないこととされました。また、都道府県知事または市町村長は、介護サービス事業者が労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者または執行を受けることができなくなるまでの者に該当するに至った場合には、指定の取り消し等を行うことができるものとされました。

介護サービス情報の公表に関する事項につきましては、都道府県知事は、介護サービス事業者から報告された介護サービス情報を公表するとともに、必要と認められる場合に調整を行うことができることとされたところあります。都道府県知事は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報であって、厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について公表を行うように配慮をすることとされたところあります。

以上です。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） それでは、2回目の質問でありますけれども、介護予防・日常生活支援総合事業の創設、地域包括支援センターの機能強化、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の見直しについて、わかりやすく御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（稲田雅士君） 答弁者は、簡潔に答弁してください。

福祉課長、答弁。

福祉課長（大宮庄三君） 介護予防・日常生活支援総合事業の創設について御説明をさせていただきます。

介護予防・日常生活支援総合事業の創設について、市町村長は、介護予防及び日常生活支援のための施設を総合的かつ一体的に行うため、地域支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業、居宅支援被保険者に対して介護予防サービスまたは地域密着型介護予防サービスのうち、市町村が定めるものを行う事業、第1号被保険者及び要支援者である第2号被保険者に限る被保険者の地域での自立した日常生活の支援のための事業であって、介護予防事業及び居宅支援被保険者に対して介護予防サービスまたは地域密着型介護予防サービスのうち、市町村が定めるものを行う事業と一体的に行える場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの、指定介護予防支援等を受けている者を除く、居宅要支援被保険者の介護予防のための居宅支援被保険者に対して介護予防サービスまたは地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるものを行う事業者の地域での自立した日常生活の支援のための事業であって、介護予防事業及び居宅支援被保険者に対して介護予防サービスまたは地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるものを行う事業と一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定める事業等が包括的、効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業が創設されたところであります。

地域包括支援センターの機能強化につきましては、地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、包括サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、その他の関係者との連携に努めなければならないこと、また市町村は、包括支援事業の実施に係る方針を示して、当該事業を委託するものとするものとされます。

市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の見直しにつきましては、市町村介護保険事業計画においては、認知症である被保険者の地域における自立した日常

生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項等につきまして定めるよう努めるものとする、市町村は、当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする、市町村介護保険事業計画は、居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者居住安定確保計画と調和が保たれるものでなければならないものとする、とされたところであります。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 答弁をお聞きになっておわかりのように、この条例案、非常に用語がいろいろ出てきて、その用語を覚えるというか、これも非常に困難といたしますか、とりわけ年をとってきますとなかなか物覚えが悪いものですから、この用語の理解から何からという、なかなか容易でない。それで、恐らく私こう見てみまして、これだけの条例案をパソコンで打たれたんじゃないと思うんですけども、これだけ打つことも大変です。しかしながら、恐らくこれから地域主権一括推進法とか、いろんな関係で、こういう条例を竹原市においても定めなければならないケースというのは今後もふえてくるんだろうと思うんです。そうした意味では、やはり理事者側、議会ともに、こうした事態になれていくというか、訓練をしていく、そういう責務というものが非常に強く求められるようになったと思うわけでありまして。

次の質問も実は用意しとったわけでありましてけれども、時間の関係もありますので、この議案につきましては、以上でもって質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第9

議長（稲田雅士君） 日程第9、議案第10号竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第10号竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、厚生労働省令で定められた基準を参酌し、省令と同様の基準を設けることとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

7番。

7番（宮原忠行君） それでは、この条例案についても、非常になかなかわかりにくい条例なんです。

そこで、まず第1章の総則規定における指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則と第2条第2章第5条において規定する介護予防認知型対応型通所介護の基本方針並びに第3節の運営に関する基準中、第12条の内容及び手続の説明同意、第14条のサービス提供困難時の対応、第15条の受給資格等の確認、第16条の要支援認定の申請に係る援助、第17条の心身の状況の把握、第19条の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助、第23条の利用料等の受領について、第4章の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第42条の指定介護予防認知症通所介護の基本

取扱方針並びに第43条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針について、わかりやすく御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（稲田雅士君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（大宮庄三君） まず最初に、指定地域密着型介護予防サービス事業の一般原則についてお答えをいたします。

地域密着型介護予防サービス事業の一般原則につきましては、第3条において規定しております。その内容は、介護予防地域密着型介護対応型通所介護につきましては第5条において、指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものでなければならないことと規定しております。

次に、第12条の内容及び手続の説明同意につきましては、単独型、併設型、指定看護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、第28条に規定する運営規定の概要、介護予防認知症対応型通所介護従事者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を文書の交付、その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得なければならないことと規定しております。

サービス提供困難時の対応につきましては、第14条において指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型、併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所または共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の通常の事業の実施地域、すなわち当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に対し、みずから適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならないことと規定しております。

受給資格等の確認につきましては、第15条におきまして、指定介護予防認知症対応型

通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、被保険者証に法第115条の13第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するように努めなければならないことが規定されております。

要支援認定の申請に係る援助につきましては、第16条におきまして、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないことと、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援並びにこれに相当するサービスが利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう必要な援助を行わなければならないことと規定されております。

心身の状況等の把握につきましては、第17条において、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通して、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないことと規定しております。

利用料の受領につきましては、第23条において、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型通所介護予防事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。なお、指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護認知症対応型通所介護を提供した際に、その利用者から支払いを受ける利用料の額と指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならないこと、また指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、これ前述の支払いを受ける額のほか、次のとおり

の費用の額の支払いを利用者から受けることができるということで、まず1点目に、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に関する費用、2点目、指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用、食事の提供に要する費用。なお前述いたしました3項目の費用につきましては、別に市長が定めるところによるものと規定しております。

また、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、3項目の費用の額に係るサービスの提供に当たりましては、あらかじめ利用者またはその家族に対し当該サービスの内容及び費用につきまして説明を行い、利用者の同意を得なければならないことと規定しているところであります。

指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針につきましては、第42条において、指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行わなければならないこと、そのためには指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、みずからその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の資質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこと、利用者ができる限り要介護状態とならないで、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならないこと、また利用者がその有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならないこと、さらに利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他のさまざまな方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならないことを規定しております。

指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針につきましては、第43条において、指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び第42条に規定する基本方針に基づきまして、次のように規定しております。1、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師または歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等、利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。2、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成する

ための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。3、介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。4、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得なければならない。5、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。6、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当、適切に行うものとする。7、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。8、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。9、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。10、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。11、介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所計画に基づき、サービスの提供の開始時から当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握モニタリングを行うものとする。12、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。13、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護事業計画の変更を行うものとする。14、第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用すると規定しております。

以上であります。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 今御答弁いただいたように、非常に聞いていてもなかなかわかりづらい。ただ、市長、これはよく御理解いただきたいと思うんですけど、厚生労働省の官僚ですよ、箸の上げ下おろしに至るまで、事細かく定めておるわけです。それで、ある意味で言えば、この竹原市の職員の執務態度といいですかね、そうした分に当てはめてもええんじゃないかぐらい、事細かに細心の注意を払いながら、介護事業者あるいは管理人、あるいは従業者に対して非常に高いモラルといいですか、規律といいですか、そうしたものを求めながら、やはり介護従事者の報酬が非常に低いというところにあるわけです。それで、これ以上長くなってもいけませんので、まだまだ質問はしたいんですけども、一応時間の関係もありますので、またそれぞれの議員におかれて勉強されて、資質の向上に努めていただくことをお願いして、質疑を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 先ほどから長い討論の経過があったわけですけども、まず1つ言えることは、さっきの条例も、この条例もそうですけれども、このことによって竹原市の事務っていうものはどのような変化をするのか、あるいは竹原市の権限がこの条例によってどのように変化したのか、そこらあたりをまず端的に御説明を願いたいと思います。

議長（稲田雅士君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（大宮庄三君） この条例につきましては、先ほどの介護のほうも、介護予防のほうも、実は厚生労働省が省令で定めておったものであります。それが平成24年4月1日施行の介護保険法の一部改正によりまして、これは市町村の条例で定めるということとなったものであります。その内容につきましては、従うべき基準、要するの厚生労働省令に従うべき基準、そして標準、参酌すべき標準という形で、全ての項目にわたって示されております。したがって、この中身につきましては、条例につきましては、厚生労働省の省令がありましたので、それに従うべき基準、標準、参酌すべき基準に基づきまして、それを参酌しながら定めるといったこととなります。そういった意味で、これまでの事務とは大きな変化はありません。それでまた、この条例に基づきまして、市内の地域密着型の介護事業者に対する指導、監査を行うと、こういうことになるものであります。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） いや、そこが大変問題なんで。要するに、今までは厚生労働省のほうに基本的に責任があったわけね。ところが、この条例を定めることによって、竹原市

のほうにこれに関する責任が出たとしたら、今のようなことが実際その事業者においてちゃんと執行されてるかどうか、あるいはこの条例に従ってちゃんと遂行されてるかどうかという、いわゆる監視や、あるいは監査、そういう作業は多分厚生労働省令のときであれば、厚生労働省にその責任があったはずだけでも、この条例の施行がある意味で竹原市にそういう事務をふやすような役割を果たすのではないかと。ましてや地方分権と言われるような時期にこの条例がこっちに移されてくることの意味は、そういう意味で竹原市の事務に多大な影響を及ぼすのではないかとという危惧を感じるわけです。そこらあたりが、この条例を定める場合には、厚生労働省が定めることを移すだけの話だからで済むのかどうか。ある意味では、ここに定められたさまざまなことを実際に、今までなら国が監査をするってことだったけども、例えばその監査は今度地方自治体に移るのかどうか、あるいは県はそういう場合にどういう役割を果たすのか。この条例を制定することによって、そこらのいわば責任、あるいは力関係、あるいはその事務の執行、それから管理、そういうことについてどのような変化が生じているのかというあたりはどのように把握されているか、お伺いしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（大宮庄三君） 指導監督につきましては、地域密着型につきましては、従前から厚生省令の基準に基づきまして、本市におきまして指導監査をしておるところです。御承知のとおり、他の議案で出させていただいておりますけども、地方分権一括法におきまして、社会福祉法人等への指導監督が権限移譲ということで、平成25年4月から権限移譲ということがございます。そういった形で多々権限移譲という形で、市町にそういった責任が降りかかってきたといえますか、議員おっしゃるとおりでございます。ただし、この地域密着型については、従前より厚生労働省令に基づきまして本市におきまして指導監督を行っておるものでございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） そのことは理解をいたしました。しかし、こういう条例が出てくる背景に、いわゆる権限移譲と言いながら、ある意味で責任や今のような管理、監査、そういうところは地方の自治体に役割を果たさせますよと。もし仮にこれをいわば正当に執行しようとするれば、今でもやっていますよということで、本当に済むのかどうか。この百何十条に及ぶような条例をもとに、具体的にそれぞれの事業者の執行に関して管理、監査を行わなければいけないということになれば、そういう意味で、今は地域密着型だけだけ

ども、今後こういう条例がさまざまところで出てくる可能性があると思うんです。そういう意味で、今度は総務になるのかな、つまりそういう意味で、こういうやはり条例が出されたときに、この条例の持つ意味が、そうしたいわゆる国と地方との関係の中でどのような位置づけを持ってるのかということについては、さっき課長の答弁の中にもあったように、権限移譲という名のもとにさまざまなこういう法令がこれから出てくる可能性がある。これは、ほとんどが条例化された場合に、当然のごとく市町村が管理あるいは監査に関して責任を持たなきゃならなくなる。そういうときに、例えば今の人員や体制で果たしてやれるのかどうかという問題も、あるいはそういう費用に関して国は責任を持って出すのかというふうな問題も含めて、しっかり議論をしなければならぬ問題だと思います。そういう意味で、これもそういう権限移譲の一環としてあるとするならば、そこらあたりの一定の精査というものが需要だと思いますが、その点についてお答えを願いたいと思います。

議長（稲田雅士君） 総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） 議員御説明のとおり、法定移譲または、従前からありますように、県からの事務移譲等、さまざまな形で権限が移行してきているという状況がございます。あわせて、その事務にかかわります経費につきましては、県からであれば、事務移譲の委託料金であるとか、そういうような形で措置をされてるというのも実情でございます。もちろん法定受託にかかわらず、まずは法定受託事務にかかわります必要な経費につきましても、国や県から一定の形で事務委託のような費用措置というものはなされているわけでございますけれども、果たしてそれが人役として配置ができるほどのものになるかということ、これはなかなか非常に微妙な問題であろうかというように考えております。いずれにいたしましても、現状の事務執行体制の中で、追加される事務に必要な人役でありますとか、必要な経費につきましては、精査の中で取り組まなきゃいけないということでございます。

近年、こういう実態が続いておりまして、定員の適正化という課題も抱えつつ、一定には事務現場での人員というのは、なかなか減員が難しい状況にあるということをもちまして、現時点においては必要な人員については、退職補充のような形で措置をさせていただいております。今後も適切に事務の状況を見きわめまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議長（稲田雅士君） 日程第10、議案第11号竹原市道路の構造の技術的基準等を定める条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第11号竹原市道路の構造の技術的基準等を定める条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、道路法の一部が改正され、市道の構造の技術的基準等について条例で定めるところとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、政令で定められた基準を参酌し、政令と同様の基準を設けることとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1

議長（稲田雅士君） 日程第 1 1、議案第 1 2 号竹原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 1 2 号竹原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、国土交通省令で定められた基準を参酌し、省令と同様の基準を設けることとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2

議長（稲田雅士君） 日程第 1 2、議案第 1 3 号竹原市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 1 3 号竹原市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例案について、提案の理由を説明申し上げます。

本案は、河川法の一部が改正され、河川管理施設等の構造の技術的基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、準用河川に係る河川管理施設または許可工作物の構造について、政令で定められた基準を参酌し、政令と同様の基準を設けることとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後 1 時まで休憩をいたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第 13

議長（稲田雅士君） 日程第 13、議案第 14 号竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 14 号竹原市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、都市公園法の一部が改正され、都市公園の設置基準等について条例で定めるところとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、政令で定められた基準を参酌し、政令と同様の基準を設けることとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14

議長（稲田雅士君） 日程第14、議案第15号竹原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第15号竹原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、国土交通省令で定められた基準を参酌し、省令と同様の基準を設けることとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15

議長（稲田雅士君） 日程第15、議案第16号竹原市公営住宅等整備基準条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第16号竹原市公営住宅等整備基準条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅等の整備に関する基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

条例案の内容につきましては、国土交通省令で定められた基準を参酌し、省令と同様の基準を設けることとするものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第16

議長（稲田雅士君） 日程第16、議案第17号仁賀ダム建設関連地域整備基金条例を廃止する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第17号仁賀ダム建設関連地域整備基金条例を廃止する条例案

について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、仁賀ダムが竣工したことに伴い、仁賀ダム建設に伴う生活再建対策及び地域振興施策を円滑かつ効率的に推進するため設置していた基金を廃止するものであります。

仁賀ダム建設関連地域整備基金につきましては、平成4年に設置して以来、その目的に沿って道路改良事業、その他必要な経費に充当しておりましたが、仁賀ダムが平成24年3月に試験湛水を終え、同年4月1日より供用開始したことにより基金設置の目的が達せられたことから、廃止するものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、明3月6日午前10時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後1時21分 散会